

精華町地球温暖化防止実行計画（第3期）

令和2年3月 策定

精 華 町

目 次

第1章	基本的事項	3
1	計画の策定背景	3
2	計画の目的	4
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	4
5	計画の対象範囲	4
6	対象とする温室効果ガスの種類	5
第2章	精華町における温室効果ガスの排出状況	6
1	第1期実行計画の概要と実績	6
2	第2期実行計画の概要と実績	6
第3章	温室効果ガス総排出量の削減目標	7
1	温室効果ガス総排出量の削減目標	7
2	取組項目及び削減目標	7
第4章	具体的な取組活動	8
第5章	計画の推進と点検	9
1	推進体制と点検・評価・見直し	9
2	職員に対する研修	9
3	公表	9

第1章 基本的事項

1 計画の策定背景

地球温暖化の問題は、地球規模の大きな問題であり人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。

18世紀後半頃からの産業の発展に伴い、人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、温室効果ガスが大量に排出され、大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増加した結果、世界的に平均気温の上昇、海面水位の上昇が見られ、我が国においても気温上昇による暴風、台風等の被害、農作物や生態系に影響が観測されています。

こうしたなか、政府は、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定し、計画において、気候変動の影響が生じても適応策の推進を通じて国民の生命財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化又は回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

地球温暖化問題の解決に向けた国際的な動きとして、1997（平成9）年に地球温暖化防止京都会議（COP3）が、京都のこの地で開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国においては、温室効果ガスの総排出量を2008（平成20）年から2012（平成24）年の5年間に、1990（平成2）年のレベルから6%削減するとの目標が定められ、2005（平成17）年2月に京都議定書が発効されました。

また、2015（平成27）年12月にパリで開催された地球温暖化防止会議（COP21）が開催され、国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

国内の動向として、平成10年10月に地球温暖化対策の推進に関する法律が公布されました。この法律では、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務が明らかになり、地方公共団体には、事務・事業に関して、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定することを義務づけています。また、平成27年7月に国の地球温暖化対策推進本部において2030（令和22）年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成25）年度比で26%減とする方針を決定し、同年の「パリ協定」の採択を受けて、2016（平成28）地球温暖化対策計画が策定されました。

精華町においては、2010年3月に第1期となる地球温暖化防止実行計画を策定し、環境負荷の少ない事務・事業の遂行に取り組み、温室効果ガス（CO₂換算）の削減に取り組んでいます。

【第1期】平成20年11月から平成25年10月まで

・ 役場庁舎・図書館

平成19年11月～平成20年10月の実績値を基準に5%削減を目標

・ 外部職場

平成20年11月～平成21年10月の実績値を基準に4%削減を目標

【第2期】平成25年11月から平成30年10月まで

- ・ 役場庁舎・図書館

平成20年11月～平成25年10月の各年実績平均値を基準に5%削減を目標

- ・ 外部職場

平成21年11月～平成25年10月の各年実績平均値を基準に5%削減を目標

2 計画の目的

実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、町が事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされており、具体的な取組事項を定め、実行することにより、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的とする計画です。

また、今後の国のエネルギー政策等の動向を見極めつつ、再生可能エネルギーの活用や省エネなどのエネルギーの効率的利用にこれまで以上に強い決意をもって取り組んでいくこととします。

3 計画の位置付け

本町では、平成25年3月に精華町第5次総合計画を策定し、「人を育み未来をひらく学研都市精華町」を町の将来像として設定、その中で環境との共生のまちづくりを推進しています。また、環境保全計画を推進していくための具体的な取組として、平成21年3月には「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード・ステップ1」（以下『KES』という。）を認証取得、以降も毎年認証の確認を継続しています。

実行計画は、その目的や目標に関して、KESとの共通点もあることから、同システムと一体的に取り組んでいくこととします。

4 計画の期間

本実行計画では、KESの活動周期との整合を図り、2017（平成29）年11月～2018（平成30）年度を基準年度とし、計画期間は、2018（平成30）年11月～2023（令和5）年10月までの5年間とします。ただし、状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

5 計画の対象範囲

実行計画では、本町の外部職場を含めた全ての組織や施設における事務・事業を対象としますが、当面は表-1の施設とします。

また、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することにします。

表— 1 【計画対象施設】

施設分類	施設名
役場庁舎・図書館	精華町役場庁舎・図書館
外部職場	精華町消防本部、精華町上下水道部事務所、 精華町地域福祉センターかしのき苑、精華町人権センター、 精華町地域資源総合管理センター華工房、精華町立こまだ保育所、 精華町立ほうその保育所、精華町立いけたに保育所

【今後予定する施設】

施設分類	施設名
外部職場 (学校)	川西小学校、精北小学校、山田荘小学校、東光小学校、 精華台小学校、精華中学校、精華南中学校、精華西中学校

【計画対象除外施設（指定管理者等委託施設）】

施設分類	施設名
外部職場 (民生施設)	精華町国民健康保険病院、精華町立ひかりだい保育所、 精華町立せいかだい保育所、精華町保健センター、
外部職場 (コミュニティー施設)	精華町コミュニティーホール、 精華町立体育館・コミュニティーセンター

6 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策の推進に関する法律において排出削減の対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）です。

温室効果ガス7種類のうち本町において対象とするのは、温室効果ガス排出量が全体の9割以上を占め地球温暖化への影響が大きい二酸化炭素とします。

二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。
-----------------------------	--

第2章 精華町における温室効果ガスの排出状況

1 第1期実行計画の概要と実績

<計画概要>

- ① 計画期間 平成20年11月から平成25年10月まで
- ② 基準年度 平成19年11月～平成20年10月（役場庁舎・図書館）
平成20年11月～平成21年10月（外部職場）
- ③ 削減目標 基準年度を基準として、温室効果ガスの総排出量（CO₂換算）及び各取組項目を計画最終年度に5%、外部職場については4%削減する。

<実績>

温室効果ガス排出量の各年度実績（基準年度との比較）

【役場庁舎・図書館】

【役場庁舎・図書館】	基準年度 H19.11～H20.10	1年目 H20.11～	2年目 H21.11～	3年目 H22.11～	4年目 H23.11～	5年目 H24.11～
温室効果ガス（CO ₂ ）kg	727,838	705,989	723,560	705,184	700,664	723,868
（基準年度との比較）	-	▲3.0%	▲0.6%	▲3.1%	▲3.7%	▲0.5%

【外部職場】

【外部職場】※1	基準年度 H20.11～H21.10	1年目 H21.11～	2年目 H22.11～	3年目 H23.11～	4年目 H24.11～
温室効果ガス（CO ₂ ）kg	350,954	362,055	348,604	333,111	342,184
（基準年度との比較）	-	3.2%	▲0.7%	▲5.1%	▲2.5%

※1：実績値には、むくのきセンター（指定管理へ移行）、ほうその保育所（建替え）は含まれていない。

2 第2期実行計画の概要と実績

<計画概要>

- ① 計画期間 平成25年11月から平成30年10月まで
- ② 基準年度 平成20年11月～平成25年10月の各年実績平均値を基準（役場庁舎・図書館）
平成20年11月～平成25年10月の各年実績平均値を基準（外部職場）
- ③ 削減目標 基準年度を基準として、温室効果ガスの総排出量（CO₂換算）及び各取組項目を計画最終年度に5%削減する。

<実績>

温室効果ガス排出量の各年度実績（基準年度との比較）

【役場庁舎・図書館】

【役場庁舎・図書館】	基準年度 H20.11～H25.10平均値	1年目 H25.11～	2年目 H26.11～	3年目 H27.11～	4年目 H28.11～	5年目 H29.11～
温室効果ガス（CO ₂ ）kg	711,853	701,897	691,932	706,715	718,381	760,629
（基準年度との比較）	-	▲1.4%	▲2.8%	▲0.7%	0.9%	6.9%

【外部職場】

【外部職場】※2	基準年度 H20.11～H25.10平均値	1年目 H25.11～	2年目 H26.11～	3年目 H27.11～	4年目 H28.11～	5年目 H29.11～
温室効果ガス（CO ₂ ）kg	372,959	414,364	425,594	439,180	429,603	422,453
（基準年度との比較）	-	11.1%	14.1%	17.6%	15.2%	13.3%

※2：実績値は、8施設の実績で再算出した数値

第3章 温室効果ガス総排出量の削減目標

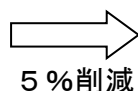
1 温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガスの総排出量（CO₂換算）を2023（令和5）年10月までに、役場庁舎・図書館については基準年度（2017（平成29）年11月～2018（平成30）年10月）の実績を基準値として5%、外部職場については基準年度（2017（平成29）年11月～2018（平成30）年10月）の実績を基準値として5%削減することを目標とします。

【役場庁舎・図書館】

（平成29年11月～30年10月の実績値）

760,629 (Kg-CO₂)



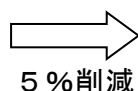
（令和4年11月～5年10月）

722,598 (Kg-CO₂)

【外部職場】

（平成29年11月～30年10月の実績値）

422,453 (Kg-CO₂)



（令和4年11月～5年10月）

401,330 (Kg-CO₂)

2 取組項目及び削減目標

取組項目及び削減目標は、KESの取組項目を勘案して設定することとします。

【役場庁舎・図書館】

項目	基準年度	削減目標
①電気使用量（kwh）	1,188,047 ⇒	1,128,645
②ガス使用量（m ³ ）	18,925 ⇒	17,979
③公用車のガソリン（軽油含む）使用量（ℓ）	26,980 ⇒	25,631

【外部職場】

項目	基準年度	削減目標
①電気使用量（kwh）	676,866 ⇒	643,023
②ガス使用量（m ³ ）	15,690 ⇒	14,906
③公用車のガソリン（軽油含む）使用量（ℓ）	7,052 ⇒	6,699

第4章 具体的な取組活動

前章で温室効果ガスの削減目標を設定しましたが、それを達成するために引き続き「KES・環境マネジメントシステム」と一体的に取り組むこととします。

具体的な取組内容は次のとおりです。

①電気使用量の削減 ⇒ 省エネルギー化

- (1) 空調の温度、運転の適正管理
 - ・クールビズとウォームビズの周知徹底及び温度管理の徹底（夏季28度、冬季20度）
 - ・ブラインド等を利用し、冷暖房効率を向上する
- (2) 職員のエレベーターの使用制限
 - ・基本的に職員のエレベーター使用は禁止
- (3) 共用部分の照明の削減
 - ・不要な箇所の照明は消灯
 - ・無駄な電灯は、こまめに消す
- (4) 執務室内の昼休み等の消灯の徹底
 - ・昼窓口で必要な照明だけ点灯し、不要な箇所は消灯
 - ・就業時後も、必要箇所以外の不要な照明は消灯
- (5) パソコン等の電源管理
 - ・長時間席を離れる場合は、パソコンの電源をOFF
- (6) ノー残業デーの徹底（庁舎の照明消灯）
 - ・毎週水曜日は、全庁統一のノー残業デー
- (7) 執務室内整理整頓
 - ・手元を明るくする
 - ・風通しをよくする

②ガス使用量の削減 ⇒ 省エネルギー化

- (1) 空調の温度、運転の適正管理

- ・クールビズとウォームビズの周知徹底及び温度管理の徹底
(夏季28度、冬季20度)
 - ・ブラインド等を利用し、冷暖房効率を向上する
- (2) 執務室内整理整頓
- ・風通しをよくする

③公用車等の燃料使用量の削減 ⇒ 省エネルギー化

- (1) 近隣移動時の徒歩や自転車等の活用
- (2) 公用車でのアイドリング禁止、エコ運転
- (3) 出張時等は、公共交通機関を積極的に使用

その他啓発活動

- (1) 施設周辺を毎月清掃
- (2) ゴミの分別の徹底及び減量
- (3) 文書リサイクル、環境にやさしいコピー用紙及び印刷インキの使用
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 自動車以外またはその他の効率的な通勤方法に切り替えるように努める
- (6) 環境問題の意識向上に努める
- (7) 健康増進活動への参加

第5章 計画の推進と点検

1 推進体制と点検・評価・見直し

実行計画の推進・点検・評価・見直しにあたっては、既存の精華町公共施設管理検討委員会を活用するとともに、各取組はK E Sの目的及び目標に位置付けて管理することとします。

2 職員に対する研修

実行計画の目標達成のため、職員一人ひとりが地球環境問題の重要性を認識し、行動する必要があるため、職員研修を実施するほか、機会あるごとに環境に関する情報の提供を行うものとします。

3 公表

実行計画の進捗状況については、町ホームページ等を通じて、公表するものとします。